

経済戦略局職員表彰認定委員会設置要綱

(目的)

第1条 経済戦略局職員表彰要綱（平成26年9月1日制定、以下「表彰要綱」という。）に基づき、表彰事由、表彰者の選考及び表彰の種類について審議するため、経済戦略局職員表彰認定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 表彰要綱第4条に定める表彰事由に該当するかどうか審査すること。
- (2) 表彰対象者を選考すること。
- (3) 表彰の種類を決定すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、経済戦略局長とする。
- 3 副委員長は、経済戦略局理事とする。
- 4 委員は、部長、担当部長とする。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在または事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が副委員長及び委員を招集して行う。

- 2 前項の副委員長及び委員が不在または事故があるときは、委員長が指名する者が会議に出席して、その職務を行うことができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席によって成立する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、各課長（担当課長含む）その他関係者から意見を聴取することができる。

(局職員表彰事前審査委員会)

第7条 委員会は、表彰要綱第5条による推薦事案が表彰に値するかどうかを事前に審査するため、経済戦略局職員表彰事前審査委員会（以下、「事前審査委員会」という。）を置く。

- 2 事前審査委員会は、経済戦略局理事（経済成長に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整に關

することを所管する）、企画総務部長、総務課長で組織し、委員長（以下「事前審査委員会委員長」という。）は経済戦略局理事とする。

- 3 事前審査委員会委員長は、推薦事案数等を勘案し、事前審査委員会の開催の要否を決定する。
- 4 事前審査委員会は、推薦事案を審査し、審査結果を委員会の委員長に報告するものとする。
- 5 事前審査委員会での審査結果は、推薦者に報告する。
- 6 前条の規定は、第4項の審査について準用する。

(表彰の種類)

第8条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 金賞（他の模範となり、人事考課への反映の対象とする事案）
- (2) 銀賞（(1)には及ばないが、表彰の目的に合致する事案）
- (3) 銅賞（(2)には及ばないが、表彰に値する事案）

(審査基準)

第9条 職員表彰の審査基準は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画総務部総務課が行う。

(細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。